

柏市街頭防犯カメラ設置及び運用指針

(目的等)

第1条 この柏市街頭防犯カメラ設置及び運用指針（以下「指針」という）は、柏市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱（平成30年4月20日施行。以下「要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けて街頭防犯カメラを設置する地域団体（以下「設置団体」という。）が、街頭防犯カメラを設置及び運用（以下「設置等」という。）するために遵守すべき事項等を定めることにより、街頭防犯カメラの設置等の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、使用する用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 画像 街頭防犯カメラにより撮影され、画像表示装置により表示される画像をいう。
- (2) 画像データ 画像記録装置又は外部記録媒体に記録された画像のデータをいう。

(設置団体の責務)

第3条 街頭防犯カメラの設置等に関し、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。

(設置)

第4条 街頭防犯カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 撮影区域の1/2以上の面積が公道等（不特定多数の人が通行する私道を含む。以下「公道」という。）であって、特定の個人及び建物等を監視しないこと。
- (2) 設置場所を管轄する警察署との協議を経て、街頭防犯カメラの設置場所を選定していること。
- (3) 市と設置場所の現地調査を実施し、市の確認を得ること。
- (4) 設置団体内で街頭防犯カメラの設置について合意を得ること。
- (5) 街頭防犯カメラを設置する周辺の住民の合意を得ること。
- (6) 街頭防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づ

く許可が必要である場合は、当該許可を得ること。

- (7) 街頭防犯カメラを設置している旨及び設置団体名を設置場所又は撮影区域内の見やすい場所に視認できる方法により表示すること。

(運用)

第5条 街頭防犯カメラの運用に当たり、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 画像及び画像データ（以下「画像データ等」という。）から知り得た内容の漏えい並びに画像データの毀損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のための措置を行うこと。

- (2) 街頭防犯カメラの管理責任者及び管理副責任者を選任すること。

(管理責任者及び管理副責任者の役割)

第6条 次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 管理責任者は、街頭防犯カメラ及び画像データ等の適正な運用を行うこと。

- (2) 管理副責任者は、管理責任者の指揮監督の下に街頭防犯カメラを操作すること。

- (3) 管理責任者及び管理副責任者に変更があった場合は、速やかに市に報告すること。

(画像データ等の取扱い)

第7条 画像データ等の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 管理責任者及び管理副責任者以外の者は、街頭防犯カメラを操作しないこと。

- (2) 画像記録装置及び画像記録媒体は、施錠の上、管理すること。

- (3) 画像データの保存期間は、原則として14日以内とすること。

- (4) 保存期間が過ぎた画像データの消去及び画像が記録された媒体の廃棄は、确实、慎重に行い、その旨を記録し、保管すること。

- (5) 画像データを編集し、又は加工することなく、撮影時の状態のままで保管すること。

(6) 画像データを複製した場合は，その旨を記録すること。

(画像の提供及び利用の制限)

第8条 画像の提供及び利用について，次に掲げる事項に制限すること。

(1) 法令に基づく照会等を受けたとき。

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的のため，文書により提供を求められたとき。

(3) 個人の生命，身体又は財産の安全を守るため，緊急かつやむを得ないとき。

2 画像データ等を利用し，又は提供するときは，管理責任者が立会人のもとで行い，かつ，次に掲げる事項を記録し，保存すること。

(1) 利用・提供日時

(2) 利用・提供目的

(3) 提供先

(4) 利用・提供する画像の範囲

(苦情の処理)

第9条 街頭防犯カメラの設置等に関する苦情があったときは，適切かつ迅速な処理を遵守すること。

(設置・運用規程の策定)

第10条 この指針の内容に基づき，次の事項に関する規程を策定すること。

(1) 街頭防犯カメラの設置目的

(2) 街頭防犯カメラの設置・運用に関すること。

(3) 管理責任者及び副管理責任者

(4) 画像データの取扱いに関すること。

(5) 画像データの利用及び提供の制限に関すること。

(6) 苦情処理に関すること。

(7) その他必要な事項